



鳥取県公報

平成 26 年 8 月 29 日 (金)
第 8 6 2 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の失効 (637) (医療指導課) 2 鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定の一部改正 (638) (住まいまちづくり課) 2 屋外広告物に係る禁止地域等の指定の一部改正 (639) (〃) 3 指定居宅サービス事業者の指定 (640) (中部総合事務所福祉保健局) 4 指定介護予防サービス事業者の指定 (641) (〃) 4 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (642) (西部総合事務所地域振興局) 5 開発行為に関する工事の完了 (643) (西部総合事務所生活環境局) 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ ビス事業者の指定 (644) (東部福祉保健事務所) 5
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (16) 6
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (警察本部生活安全企画課) 6
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (警察本部会計課) 7 落札者の決定 (教育委員会事務局教育環境課) 8

告 示

鳥取県告示第637号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年8月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

通称名	化学名等	指定年月日	失効年月日
5-MAPB	1-(ベンゾフラン-5-イル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類	平成26年4月8日	平成26年8月25日
DL-4662	1-(3,4-ジメトキシフェニル)-2-(エチルアミノ)ペンタン-1-オン及びその塩類	平成26年7月15日	〃
4MeO- α -PHPP	1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類	〃	〃
α -PHP	1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類	〃	〃
2-MAPB	1-(ベンゾフラン-2-イル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類	〃	〃
4C1-AMP	1-(4-クロロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	〃	〃
AM-1220 アゼパン 異性体	[1-(1-メチルアゼパン-3-イル)-1H-インドール-3-イル] (ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類	〃	〃
AM-2233 アゼパン 異性体	(2-ヨードフェニル)[1-(1-メチルアゼパン-3-イル)-1H-インドール-3-イル]メタノン及びその塩類	〃	〃
BiPICANA	N-(ナフタレン-1-イル)-1-ペンチル-N-(1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボニル)-1H-インドール-3-カルボキシアミド及びその塩類	〃	〃

鳥取県告示第638号

昭和53年鳥取県告示第438号（鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定について）の一部を次

のように改正し、平成26年8月29日から施行する。

平成26年8月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）別表第1第1号ア及びイに規定する家屋連担地域を次のとおり指定する。</p> <p>1 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域</p> <p>(1) 道路</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路 線 名</th> <th style="text-align: center;">地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道53号</td> <td style="text-align: center;">智頭町大字智頭及び大字山根の地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p>	路 線 名	地 域	略		一般国道53号	智頭町大字智頭及び大字山根の地域	略		<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）別表第1第1号ア及びイに規定する家屋連担地域を次のとおり指定する。</p> <p>1 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域</p> <p>(1) 道路</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路 線 名</th> <th style="text-align: center;">地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道53号</td> <td style="text-align: center;">智頭町大字智頭の地域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 略</p>	路 線 名	地 域	略		一般国道53号	智頭町大字智頭の地域	略	
路 線 名	地 域																
略																	
一般国道53号	智頭町大字智頭及び大字山根の地域																
略																	
路 線 名	地 域																
略																	
一般国道53号	智頭町大字智頭の地域																
略																	

鳥取県告示第639号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成26年8月29日から施行する。

平成26年8月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、東部生活環境事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局、八頭県土整備事務所並びに西部総合事務所日野振興センター日野</p>	<p>鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、東部生活環境事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局、八頭県土整備事務所並びに西部総合事務所日野振興センター日野</p>

県土整備局において公衆の縦覧に供する。

1～4 略

5 条例第 3 条第 1 項第 3 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。

(1)・(2) 略

(3) 次に掲げる道路の両側 200メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
岸溝農免農道	西伯郡伯耆町大原字上原的場 834-1 地先から同町大原字 上原山937-1 地先まで
南部町道阿賀・ 東西町線	全線

(4)～(6) 略

県土整備局において公衆の縦覧に供する。

1～4 略

5 条例第 3 条第 1 項第 3 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。

(1)・(2) 略

(3) 次に掲げる道路の両側 200メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
岸溝農免農道	西伯郡伯耆町大原字上原的場 834-1 地先から同町大原字 上原山937-1 地先まで

(4)～(6) 略

鳥取県告示第640号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 26 年 8 月 29 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社アオキ建設	ライフケアくらし	倉吉市関金町郡家 721-1	平成 26 年 8 月 30 日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売

鳥取県告示第641号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 26 年 8 月 29 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社アオキ建設	ライフケアくらし	倉吉市関金町郡家 721-1	平成 26 年 8 月 30 日	介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

鳥取県告示第642号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年10月12日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年8月29日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 申請のあった年月日

平成26年8月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人とっとり母カリンク・ぼこりっと

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

土山 博子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市上後藤三丁目14-14

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、子育て中の家庭が、相互にサポートしあえる仕組みをつくることを目的とする。子育ての当事者である「親（特に母）」が主体となり、子育て家庭同士のコミュニケーションを育む中で、親として成長しあえる関係をつくりながら、共に支え、共に子育てができる仕組みづくりをする。また、母目線の子育て支援を充実させるため、子育て家庭・支援者・支援団体・行政等の連携を図る。

鳥取県告示第643号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成26年8月29日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 開発許可の年月日及び番号

平成26年6月3日 鳥取県指令第201400042036号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市上道町字薩摩洋

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市上道町61

松下 幸人

鳥取県告示第644号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年8月29日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人おじぎそう	鳥取市立川町五丁目256-1	おじぎそう	鳥取市立川町五丁目256-1	就労継続支援B型	平成26年9月1日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第16号

湯梨浜町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成26年8月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

指定を解除した施設の名称	所在地
温泉児童館	東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉83-3

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成26年8月29日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 検定に係る警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 2級
- 実施日時
 - 学科試験
平成26年12月1日（月）午前9時30分から午前11時まで
 - 実技試験
平成27年1月13日（火）午前9時30分から午後5時まで
- 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 受検定員
30名
- 検定の内容
 - 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項

- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
平成26年10月27日（月）から同月31日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
 - (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
 - (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年8月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 総合運転者管理システム改修業務委託 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約

- | | |
|--------------------|--|
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成26年 8 月 6 日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 日本電気株式会社鳥取支店
鳥取市扇町 7 |
| 5 契 約 金 額 | 27,605,880円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると
その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令
第10条第 1 項第 2 号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 8 月29日

鳥取県立米子南高等学校長 澤 田 裕 二

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県立米子南高等学校 コンピュータ実習室・電算機実習室パソコンシステム
賃貸借 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成26年 7 月22日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ケイズ
米子市両三柳2864-16 |
| 5 落 札 金 額 | 27,682,560円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成26年 6 月20日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立米子南高等学校
米子市長砂町216 |